

阪南市地域防災計画修正等業務委託
仕様書

令和4年4月

阪南市 総務部 危機管理課

阪南市地域防災計画修正等業務委託 仕様書

本仕様書は、阪南市（以下「甲」という。）と令和4年度阪南市地域防災計画修正業務委託業者（以下「乙」という。）が令和4年度阪南市地域防災計画修正業務に関して遵守しなければならない業務の仕様を定めるものである。

1 業務委託名

令和4年度阪南市地域防災計画修正業務委託

2 業務目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市が目指す総合的な防災・減災体制の整備・充実を図るため、国の防災計画や大阪府地域防災計画及び本市関連計画と整合を図りながら、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民生活の安全を保護するための指針として、令和4年度版として阪南市地域防災計画の修正を行うことを目的とする。

3 業務委託契約の形態

業務委託契約については、甲と乙の二者契約とする。

4 契約期間

業務委託契約の日から令和5年3月31日まで。

5 業務委託の内容

（1）資料収集・整理

本業務に必要な基礎資料（大阪府地域防災計画、阪南市地域防災計画（現行版）、近隣市町村や先進自治体等の防災に関する計画、中央防災会議や大阪府の最新の各種災害想定、市の既往施策、最新の組織体制、関連計画、協定、最新の知見等）について、収集・整理する。

（2）地域防災計画修正

①修正に向けた課題整理

収集資料に基づき、現行版の地域防災計画について、防災基本計画や大阪府地域防災計画等との不整合や記述の過不足の確認など、計画見直しにおける課題を整理する。課題整理は以下の点に留意する。

- 1) 前回（平成27年3月）の見直し以降、新たに制定・改廃された法令及び今後、制定・改廃予定である法令との整合
- 2) 大阪府の条例等の制定及び改廃に伴う事項
- 3) 大阪府被害想定結果との整合
- 4) 国・府・市における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更に伴う修正等
- 5) 指定公共機関等の規則等の制定及び改編に伴う事項
- 6) 国、府からの通達等による事項

7) その他、市の特性、社会情勢の変化など、本計画の修正の必要が認められる箇所

また、上記事項と合わせて、大阪府より提供されるチェックシートを作成し、修正対象となる箇所の整理・抽出を行う。

②地域防災計画修正案の作成

課題整理した内容を踏まえ、総則、災害予防対策、応急対策、その他災害応急対策、災害復旧・復興対策、東海地震の警戒宣言に伴う対応、南海トラフ地震防災対策推進計画を検討し、地域防災計画（令和4年度修正版）を作成する。

資料編について、関係各課や指定公共機関等への照会を支援すること。

(3) 地域防災計画概要版の作成

地域防災計画の修正概要を取りまとめた概要版（A3版）を作成する。

(4) 業務継続計画修正支援及び災害時受援計画の作成支援

「阪南市業務継続計画」及び「阪南市受援計画」について、地域防災計画での応急業務の加筆・修正内容をもとに、対応する箇所の整合性を図り、見直し方針として整理する支援を行う。

(5) 関係各課、関係機関意見照会支援

関係各課や関係機関への意見照会を行う際の資料（個別ヒアリングシートなど）を作成し、意見照会后、計画に反映させるまで支援すること。

なお、意見照会の際には業務継続計画の修正及び災害時受援計画の作成を見据えた支援を行う。

(6) パブリックコメント実施支援

地域防災計画修正案を対象とするパブリックコメントの実施を支援し、住民より出た意見に対する回答案の作成を行う。また、パブリックコメントにて出た意見を踏まえ、適宜修正を行う。

(7) 防災会議開催支援

防災会議の開催にあたり必要な資料作成や資料の印刷、会議運営の支援を行う。会議の開催は2回程度を想定する。

6 成果品

乙は成果品として以下のものを作成し、甲に提出しなければならない。

- | | | |
|-------------------|-----|----------------|
| ①地域防災計画（令和4年度修正版） | A4版 | 30部（紙製加除式ファイル） |
| ②地域防災計画概要版 | A3版 | 電子データ |
| ③業務報告書 | | 2部 |
| ④パブリックコメント開示用資料 | | 2部 |
| ④上記電子データ一式 | | |

7 成果品等の帰属等

- (1) 乙が業務委託の実施に当たって作成又は収集した資料、情報、成果物等はすべて甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表、提供または貸与してはならない。
- (2) 甲は、契約書に定められた業務履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果物の提出を求めることができる。
- (3) 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行うものとする。

8 再委託の禁止

乙は、業務委託の基幹部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分について、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

乙は、再委託をする場合にあっては、再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

9 業務担当者

乙は、業務を実施する業務担当者を定め、甲に届け出る。業務担当者は以下の資格・実績を有する者でなければならない。

①業務責任者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）またはR C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、地域防災計画策定及び修正の実績を有する者。

②照査技術者

技術士（建設部門：都市及び地方計画）またはR C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有する者。

10 作業計画

乙は、契約の候補者と決定した後は、速やかに甲と具体的な作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成するとともに、甲の承認を得なければならない。

作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表、その他必要事項を記載するものとする。

11 協議報告

乙は、業務委託の実施に当たり、常に甲と密接な連絡を取り、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

12 資料貸与

甲は、乙が業務に必要とする甲が所有している資料を乙の請求によって貸与する。

13 守秘義務

乙は、この業務委託契約により知り得た全ての情報を他に漏らしてはいけない。契約期間終了後又は、解除後も同様とする。

乙は、甲の指示がある場合を除き、業務委託に係る内容を全て複写又は複製してはならない。

14 個人情報保護

乙は、この業務委託契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、阪南市個人情報保護条例及び別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

乙は、個人情報を業務履行に関すること以外で使用してはならない。

15 事故発生時の対応

乙は、情報の滅失、毀損等の何らかの事故が発生した場合、速やかに甲に書面でその経緯と状況を報告するとともに、対応マニュアルを作成し改善策を講じなければならない。

乙は、情報の滅失、毀損等の何らかの事故により甲に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべきものについては、この限りではない。

16 疑義

乙は、契約事項に記載の無い事項、若しくは疑義が生じた場合は、速やかに甲との協議のうえ、甲の指示に従うものとする。